

平成31年3月31日

○条例

小田原市市税条例等の一部を改正する条例

小田原市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月31日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市条例第23号

小田原市市税条例等の一部を改正する条例

(小田原市市税条例の一部改正)

第1条 小田原市市税条例(昭和50年小田原市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第5項第4号中「附則第15条第32項第1号」を「附則第15条第33項第1号」に改め、同項第5号中「附則第15条第32項第2号」を「附則第15条第33項第2号」に改め、同項第6号中「附則第15条第32項第3号」を「附則第15条第33項第3号」に改め、同項第7号中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同項第8号中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同項第9号中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同項第10号中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第6項及び第7項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第14項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(附則第25項から第27項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(附則第25項から第30項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改める。

附則第25項の前の見出し及び同項から附則第27項までを削る。

附則第28項中「附則第30条第6項各号」を「附則第30条第2項各号」に、

「附則第 25 項」を「次」に改め、同項に次の表を加える。

3, 900 円	1, 000 円
6, 900 円	1, 800 円
10, 800 円	2, 700 円
3, 800 円	1, 000 円
5, 000 円	1, 300 円

附則第 28 項を附則第 25 項とする。

附則第 29 項中「附則第 30 条第 7 項各号」を「附則第 30 条第 3 項各号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)」を加え、「附則第 26 項」を「次」に改め、同項に次の表を加える。

3, 900 円	2, 000 円
6, 900 円	3, 500 円
10, 800 円	5, 400 円
3, 800 円	1, 900 円
5, 000 円	2, 500 円

附則第 29 項を附則第 26 項とする。

附則第 30 項中「附則第 30 条第 8 項各号」を「附則第 30 条第 4 項各号」に、「附則第 27 項」を「次」に改め、同項に次の表を加える。

3, 900 円	3, 000 円
6, 900 円	5, 200 円
10, 800 円	8, 100 円
3, 800 円	2, 900 円
5, 000 円	3, 800 円

附則第 30 項を附則第 27 項とする。

(小田原市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 小田原市市税条例の一部を改正する条例 (平成 30 年小田原市条例第 47 号) の一部を次のように改正する。

第2条のうち小田原市市税条例附則第30項を改め、同項を同条例附則第33項とする改正規定を次のように改める。

附則中第27項を第30項とし、第15項から第26項までを3項ずつ繰り下げる。

第2条のうち、小田原市市税条例附則第29項を改め、同項を同条例附則第32項とする改正規定、同条例附則第28項を改め、同項を同条例附則第31項とし、同条例附則第27項を同条例附則第30項とする改正規定及び同条例附則第26項を改め、同項を同条例附則第29項とし、同条例附則第15項から第25項までを3項ずつ繰り下げる改正規定を削り、同条例附則第14項を改める改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に、「附則第25項から第30項まで」を「附則第28項から第33項まで」に、「軽自動車税」を「」を「平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（附則第25項から第27項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた」を削り、「平成31年度分の軽自動車税」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（附則第28項から第30項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の小田原市市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。